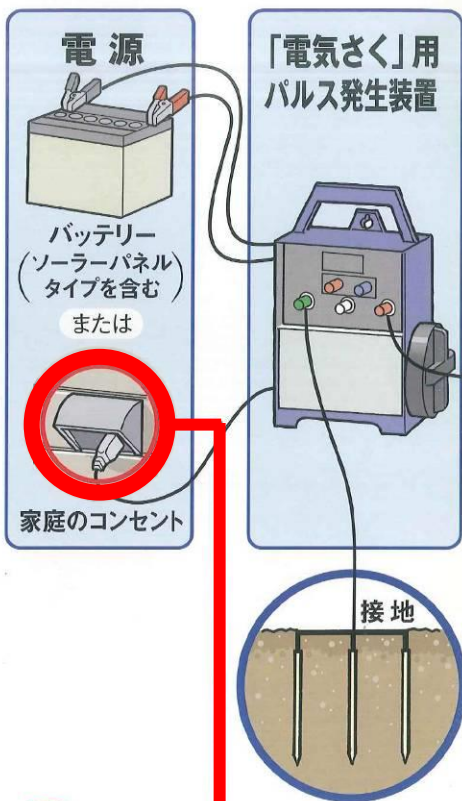


# 電気さくの安全点検をしましょう！

このほど県内で鳥獣被害対策用電気さくの漏電による死傷事故が発生しました。電気さくを設置する場合は感電防止のための設置方法が定められていますが、今回の事故ではその基本的な不備が指摘されています。二度とこのような事故が起きないように、電気さく設備の点検をお願いします。

## !! 裏面の点検チェックシートをご使用ください !!

### 「電気さく」施設上の注意



### ! 電波発生による障害の防止

「電気さく」から発生する電波が、テレビやラジオなどの無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように施設する必要があります。

### ! 漏電遮断器の設置

「電気さく」を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、危険防止のために漏電遮断器を設置する必要があります。

### ! 危険表示

人が見やすいように、適切な位置や間隔で危険表示をする必要があります。



出典元：経済産業省

## 電気さくの安全確認自己点検チェックシート

設置している電気さくは、以下の項目にて自己点検してください。不明な点がある場合は、JA担当者へ確認をお願いします。

**不備が確認された場合はチェック欄に「×」を記入してください。**

|                            | 点検項目   | チェック欄 |
|----------------------------|--|-------|
| <b>電源装置<br/>の確認</b>        | <p>コンセントから電源をとっている場合、電源装置（人体に影響のない程度に電流を弱める装置）を設置していますか？</p> <p>※設置していない場合は直ちに電気さくの使用を中止し、設置をお願いします。</p>   |       |
| <b>適合品<br/>マークの<br/>確認</b> | <p>電源装置には下記の「PSE マーク」が付いていますか？<br/>（電気用品安全法の適合品の印）</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p>※マークが確認できない場合は仕様書を確認するかメーカーに問い合わせ、不適合品であった場合は直ちに使用を中止し、適合品への交換をお願いします。</p> <p>※電池式、バッテリー式、ソーラー式の場合などは、マークがなくても問題ありません。</p> <p>※アダプターを使用している場合はアダプターにマークが付いているか確認してください。（電源装置にマークは不要です）</p> |       |
| <b>漏電遮断器<br/>の確認</b>       | <p>公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置している場合、漏電遮断器（15mA以上の漏電が起きた時に0.1秒以内に電気を遮断するもの）を設置していますか？</p> <p>※コンセントから電源を取っている場合には、直ちに設置をお願いします。</p>  |       |
| <b>危険<br/>表示</b>           | <p>危険表示を行っていますか？また、子供にも読めるよう、ひらがなやふりがなで表示していますか？</p> <p>表示の例：「あぶない！」「きけん！」「さわるな！」「<sup>ちゅうい</sup>注意！」等</p>   |       |

「×」の項目があった場合には改善が必要となりますので、お近くの各営農経済センターへ速やかにご相談ください。

| このことに関するお問い合わせ先  |  |  |
|--|--|--|
| <p><b>JA なんすん各営農経済センター<br/>または営農支援課</b></p> <p>・営農支援課 055-933-7008</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・南部営農経済センター 055-942-2835</li> <li>・西部営農経済センター 055-967-8217</li> <li>・東部営農経済センター 055-986-1852</li> <li>・北部営農経済センター 055-997-1249</li> </ul> |  |